二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。）については、旧消費税法第十六条（特定長期割賦販売等に適用される場合に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。）附則第八条第二項に規定する旧効力所得税法をいう。次項において同じ。）」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法（三十年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法」とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下第四項までにおいて「旧効力消費税法」という。）第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等につき、経過措置課税期間において同条第一項の規定の適用を受けないこととした場合又は同条第二項ただし書（附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三条第一項ただし書（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定の適用を受けることとなった場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けないこととした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了の日の属する課税期間（以下この項及び第四項において「不適用課税期間」という。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行ったものとみなす。

3　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあっては平成三十五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとしなかった部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

4　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該各年の総収入金額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額（当該収入金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規定の適用を受ける事業年度終了の日の属する課税期間（次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行ったものとみなすことができる。

5　前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

6　第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなった場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置）

第四十五条　新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、平成三十二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十六条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定（たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置）

第四十七条　平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる加熱式たばこ（第六条の規定による改正後のたばこ税法（以下「新たばこ税法」という。）第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、新たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条及び附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。）に係る新たばこ税法第十条第一項の製造たばこの本数（以下この条、附則第四十九条及び第五十条において「たばこ税の課税標準」という。）は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　第六条の規定による改正前のたばこ税法第十条第二項の規定により換算した同項に規定する第一種の製造たばこの本数（次項から第四項までにおいて「旧重量換算本数」という。）に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新たばこ税法第十条第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「新重量換算本数」という。）に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

三　新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「小売定価等換算本数」という。）に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

2　平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

3　平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

4　平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定に規定する製造たばこの本数の換算方法について必要な事項は、政令で定める。